

長野県宿泊税制度案を公表します

県が検討を進めてきた「長野県宿泊税」の制度案を公表します。
併せて、「長野県宿泊税条例案」及び税の導入に必要な経費を計上した「令和7年度当初予算案」について、令和7年2月定例会に上程する予定です。

1 長野県宿泊税制度案について

別紙のとおり

2 「長野県観光振興税(仮称)骨子」(R6.9.26公表)からの主な変更点(下線部を変更)

| 項目 | 長野県宿泊税制度案 | 長野県観光振興税(仮称)骨子 |
|------------------|---|--|
| 名称 | <u>長野県宿泊税</u> | 長野県観光振興税 |
| 税率・税額 | 定額制 300 円 <u>(制度開始3年間は200円)</u> | 定額制 300 円 |
| 免税点 | <u>6,000 円</u> (素泊まり・税抜き) | 3,000 円 (素泊まり) |
| 課税免除 | ・幼稚園、小～ <u>大学の教育活動又は研究活動</u> として宿泊する場合 ・保育所等の施設の主催する行事として宿泊する場合 ※学校、施設の長が証明するものに限る | ・修学旅行その他学校行事に参加している者 |
| 特別徴収義務者 報償金 | 期限内申告納入額の 2.5% ※ <u>制度開始5年間は0.5%加算、</u> 電子申告した場合は更に 0.5%加算 | 期限内申告納入額の 2.5% ※制度開始5年間は、電子申告かつ期限内納入した場合は、0.5%を加算 |
| 特別徴収義務者の 負担軽減 | ・ <u>税導入に係るシステム改修費用</u> <u>に対して所要額を支援</u> ・ <u>税導入を契機にシステムの新規導入や機能拡充に対する補助制度を創設</u> ・ <u>制度周知用リーフレット等の配布</u> ・ <u>申告納入期限の特例を設定</u> など | — |
| 制度開始日 | <u>条例案可決後、総務大臣の同意を経て、</u> <u>令和8年6月1日施行予定</u> | 令和8年4月の導入を目指す |

3 「長野県観光振興税(仮称)骨子」公表以降の主な意見聴取等の経過

- ・パブリックコメント (R6.9/26~10/27 実施)
- ・県民説明会 (R6.10/15, 17, 20, 22 開催)
- ・「長野県宿泊税(仮称)」に関する意見交換会 (R6.12/18 開催)